

調 査 票

番 号	1 - 3	所管府省名	農林水産省
-----	-------	-------	-------

独立行政法人名 (HPアドレス)	旧独立行政法人肥飼料検査所	特定・非特定 の別	特定
---------------------	---------------	--------------	----

1 組織名及び職員数等

	組 織 名	職員数(役員を除く)	
		常 勤	非常勤
移行前(発足時の前日)	農林水産省肥飼料検査所	141人	2人
	プロパー職員数	99人	2人
	所管官庁からの出向者数	41人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	その他(特殊法人からの出向)	1人	0人
発足時 (平成13年4月1日現在)	独立行政法人肥飼料検査所	136人	4人
	旧組織からの移行者(プロパー職員)数	91人	2人
	所管官庁からの出向者数	40人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	移行後の採用者数	4人	2人
平成14年4月1日現在	同上	138人	13人
	旧組織からの移行者(プロパー職員)数	88人	2人
	所管官庁からの出向者数	38人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	移行後の採用者数	12人	11人
平成15年4月1日現在	同上	139人	14人
	旧組織からの移行者(プロパー職員)数	85人	2人
	所管官庁からの出向者数(注1)	35人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	移行後の採用者数	18人	12人
平成16年4月1日現在	同上	148人	17人
	旧組織からの移行者(プロパー職員)数	79人	2人
	所管官庁からの出向者数	41人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	移行後の採用者数	26人	15人
平成17年4月1日現在	同上	150人	14人
	旧組織からの移行者(プロパー職員)数(注2)	73人	1人
	所管官庁からの出向者数(注3)	42人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	移行後の採用者数	29人	13人
平成18年4月1日現在	同上	148人	8人
	旧組織からの移行者(プロパー職員)数	69人	0人
	所管官庁からの出向者数	41人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	移行後の採用者数(注4)	33人	8人
	その他(他の独法からの出向)	4人	0人

		その他(育児休業等職員の代替職員)	1人	0人
平成19年4月1日現在	-		-	-
		旧組織からの移行者(プロパー職員)数	-	-
		所管官庁からの出向者数	-	-
		所管官庁以外の官庁からの出向者数	-	-
		移行後の採用者数	-	-
		その他()	-	-
備考:(注1)うち育児休業者(1名)を含む。 (注2)うち育児休業者(1名)を含む。 (注3)うち育児休業者(1名)を含む。 (注4)うち育児休業者(1名)を含む。				

2 指定職又は役員数等

	役員数等	
	常勤	非常勤
移行前(発足時の前日)	0人	0人
発足時(平成13年4月1日現在)	2人	2人
	移行前において指定職・役員であった者の数	0人
平成14年4月1日現在	2人	2人
	移行前において指定職・役員であった者の数	0人
平成15年4月1日現在	2人	2人
	移行前において指定職・役員であった者の数	0人
平成16年4月1日現在	2人	2人
	移行前において指定職・役員であった者の数	0人
平成17年4月1日現在	2人	2人
	移行前において指定職・役員であった者の数	0人
平成18年4月1日現在	2人	2人
	移行前において指定職・役員であった者の数	0人
平成19年4月1日現在	-	-
	移行前において指定職・役員であった者の数	-

3 指定職・役員給与総額及び個人別給与年額

指定職・役員給与総額	
支給年度	報酬総額
移行前の最終1年度間（平成12年度）	-
発足時（平成13年度：平成13年4月～14年3月）	27,938千円
平成14年度	28,574千円
平成15年度	27,681千円
平成16年度	27,977千円
平成17年度	25,962千円
平成18年度	27,013千円
備考 (注1) 役員は、非常勤を含む。 (注2) ガイドラインに基づく給与水準公表資料に記載されている額を記載。 ただし、14年度以前は、ガイドラインに基づく給与水準の公表が行われていないので財務諸表の附属明細書に記載されている額を記載。	

指定職・役員個人別の給与年額		
支給年度	役職名	報酬年額
移行前の最終1年度間（平成12年度）	-	-
発足時（平成13年4月～14年3月）	理事長	未公表のため記載せず
	理事	未公表のため記載せず
	監事（非常勤2人）	未公表のため記載せず
平成14年度	理事長	未公表のため記載せず
	理事	未公表のため記載せず
	監事（非常勤2人）	未公表のため記載せず
平成15年度	理事長	14,371千円
	理事	12,611千円
	監事（非常勤2人）	699千円
平成16年度	理事長	14,732千円
	理事	12,551千円
	監事（非常勤2人）	694千円
平成17年度	理事長	12,969千円
	理事	12,300千円
	監事（非常勤2人）	693千円
平成18年度	理事長	14,200千円
	理事	12,122千円
	監事（非常勤2人）	691千円
平成19年度（4月～9月までの6カ月分）	-	-
備考 (注1) 役員は、非常勤を含む。 (注2) ガイドラインに基づく給与水準公表資料に記載されている額を記載。		

4 役員氏名等	該当なし (当該法人は平成19年4月1日現在存在しない。)
---------	----------------------------------

5 退職金支給総額等	引き続き調査中
------------	---------

6 独立行政法人評価委員	引き続き調査中
--------------	---------

13 独立行政法人から他の法人等への出向職員数等

引き続き調査中

14 中期計画の数値目標等

計画期間	第1期 平成13年度～17年度	
中期計画に定められた数値目標一覧		
<ul style="list-style-type: none"> ・職員1人当たりの肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査件数を約5%向上 ・従来肥料の分析成分点数を約10%削減、立入検査件数及び収去点数を約15%削減 ・肥料の登録情報等を登録後30営業日以内にデータベース化 ・肥料の安全性に関する課題を中心に5件調査 ・肥料の収去品のうち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を年間15件以上実施 ・肥料及びその原料の分析・鑑定等の依頼検査を標準処理期間内に処理 (標準処理期間:化学分析30営業日、ダイオキシン類分析60営業日、栽培試験90営業日) ・肥料の消費者、生産業者等の要望を踏まえた調査研究3課題 ・肥料の標準試料を2年に1回作成、申請を受理した日から7営業日以内に配布 ・肥料の法令又は検査技術等に関する研修を年20回以上実施 ・肥料の立入検査等の結果を農林水産大臣へ40営業日以内に報告 ・飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験に従事する労働時間当たりの試験点数を約5%増加 ・飼料添加物77品目について、最新文献、諸外国の規制状況情報を入手し、諸規制の専門的・技術的な内容等を調査 ・飼料又は飼料添加物中の有害物質等のモニタリング検査を年間少なくとも9,150点実施 ・飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定を少なくとも年間1,000点実施 ・畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を少なくとも年間100株実施 ・組換え体飼料のモニタリング検査を少なくとも年間100点実施 ・飼料及び飼料添加物の依頼検査を標準処理期間内に処理 (標準処理期間:化学分析、生物分析30営業日、ダイオキシン類分析60営業日) ・飼料分析法の開発又は改良を約20件実施 ・飼料分析法について、国際基準との比較検討を約10件実施 ・省令の規定に基づき抗生物質の常用標準品の指定を2年に1回以上行い、申請を受理した日から10営業日以内に配布 ・飼料添加物の検定及び表示の業務は、申請を受理した日から20営業日以内に処理 ・飼料の検定実績のある登録検定機関に対して、分析技術の維持状況を年1回調査 ・共通試料を用いた登録検定機関の技術水準の確認試験を年1回実施 ・特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査を50営業日以内に終了 ・規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査を40営業日以内に終了 ・飼料又は飼料添加物の法令又は試験技術等の研修を年10回以上、飼料製造管理者資格取得講習会を2年に1回以上実施 ・飼料の立入検査及び質問の結果を農林水産大臣へ30営業日以内に報告 ・飼料の収去品の試験を収去した日から20営業日以内に終了、試験が終了した日から20営業日以内に農林水産大臣に報告 ・土壌改良資材の集取品1点当たりに要する試験時間を約10%削減 ・土壌改良資材の立入検査の結果を農林水産大臣へ60営業日以内に報告 ・運営費交付金(人件費を除く)で行う事業は、少なくとも対前年比で1%抑制 		
	達成状況	評価結果

発足時(平成13年4月～平成14年3月)	全て達成	A評価
平成14年度	全て達成 業務運営の効率化による経費は対前年比1.6%抑制	A評価 緊急要請業務の実施を踏まえても大変評価できる。
平成15年度	全て達成 業務運営の効率化による経費は対前年比1.1%抑制	A評価 緊急業務の実施を踏まえても大変高く評価できる。
平成16年度	全て達成 業務運営の効率化による経費は対前年比3.7%抑制	A評価 緊急要請業務を実施しつつ、目標を大幅に上回る経費の抑制。
平成17年度	中期計画に定められた数値目標のうち、以下の目標以外は達成。 業務運営の効率化による経費は対前年比3.2%抑制	A評価 緊急要請業務を実施しつつ、目標を大幅に上回る経費の抑制。
	肥料の消費者、生産業者等の要望を踏まえた調査研究3課題	B評価 目標の3課題について検討、とりまとめは行ったものの、課題の1つである「水溶性の有害成分に係る植害試験の迅速化法の開発」について、植害試験との明瞭な関連性は得られず、結果として迅速化法として導入するまでには至らなかったため。

計画期間	第2期 平成18年度(19年度に農林水産消費安全技術センターに統合)	
中期計画に定められた数値目標一覧		
<ul style="list-style-type: none"> ・肥料の登録申請に係る調査結果の報告に要する期間を5%削減 ・肥料の検査において成分1点当たりにより要する分析時間を5%削減 ・有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者の全体の立入検査事業場数に占める割合を中期目標期間中に30%増加 ・有害成分を含むおそれの高い肥料の全体の収去点数に占める割合を中期目標期間中に50%増加 ・有害成分を含有するおそれの高い肥料以外の普通肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点数を中期目標期間中にいずれも30%以上削減 ・有害成分を含有するおそれの高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点数を中期目標期間中にそれぞれ30、50%以上増加 ・肥料の立入検査結果の報告に係る期間を中期目標期間中に10%削減 ・飼料中の飼料添加物及び有害物質のモニタリング検査に従事する職員1人当たりの試験成分点数を中期目標期間中に5%増加 ・飼料等の立入検査等を年間600箇所以上実施 ・飼料等の立入検査等の結果及び収去品の試験結果の報告期間を中期目標期間中に5業務日短縮 ・土壌改良資材の集取品1点当たりにより要する試験時間を中期目標期間中に10%削減 ・土壌改良資材の立入検査結果の報告期間をVA菌根菌資材を除き、中期目標期間中に30業務日に短縮 ・業務運営の効率化による経費の抑制については、少なくとも対前年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制 ・今後5年間に於いて検査検定3法人全体の人件費について5%以上の削減 ・肥料の登録情報を登録後30業務日以内にデータベース化 ・肥料の登録等の申請者に対するアンケートを実施し、5段階評価で3.5以上の顧客満足度を中期目標期間中に達成 ・仮登録肥料に係る肥効試験の結果を原則として1年以内に取りまとめ 		

- ・肥料の収去品の検査に係る成分の内容に応じて標準処理期間を中期目標期間中にそれぞれ10%削減
(人畜に有害な成分:10業務日、その他の有害な成分:20業務日、有害な成分以外の成分:30業務日)
- ・肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託を標準処理期間内に適切に処理
(標準処理期間;化学分析30業務日、ダイオキシン類分析60業務日、栽培試験90業務日、鑑定20業務日)
- ・肥料の安全性規格基準等の改正に資するための調査研究課題を中心に調査を行い、中期目標期間中に3課題の調査結果を公表し農林水産省に報告
- ・肥料の標準試料を2年に1回作成し、申請を受理した日から7業務日以内に配布
- ・肥料の法令又は検査技術等に関する研修及び講師派遣を合わせて年20回以上実施
- ・飼料及び飼料添加物の検査分析法の開発又は改良を中期目標期間中に30件以上実施
- ・農林水産省令の規定に基づき抗生物質の常用標準品の指定を2年に1回以上行い、申請を受理した日から7業務日以内に配布
- ・飼料添加物の検定及び表示に関する業務について申請を受理した日から業務日数で20日以内に処理
- ・飼料の検定実績のある登録検定機関に対して、毎年1回調査を実施
- ・飼料の登録検定機関を対象として共通試料による共同試験を年1回実施
- ・特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査を50業務日以内に終了
- ・規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査を40業務日以内に終了
- ・飼料製造管理者講習会を2年に1回以上実施
- ・肥料の法令又は試験技術等に関する研修を毎年10回以上実施
- ・飼料及び飼料添加物の依頼検査を標準処理期間内に適切に処理
(標準処理期間:化学分析、生物分析30業務日、ダイオキシン類分析60業務日)
- ・飼料等の立入検査及び質問の結果を農林水産大臣に30業務日以内に報告
- ・飼料等の収去品の試験結果を農林水産大臣に20業務日以内に報告する。
- ・土壌改良資材及びその原料の試験の受託を標準処理期間内に適切に処理
(標準処理期間;一般試験30業務日、VA菌根菌資材試験60業務日)

	達成状況	評価結果
平成18年度	全て達成 業務運営の効率化による経費は対前年度比で一般管理費4.5%、業務経費6.7%、人件費3.8%抑制	A評価 緊急要請業務を実施しつつ、目標を大幅に上回る経費の抑制

15 中期計画期間における特筆すべき研究あるいは業務の成果

【第1期:平成13年度～17年度】

各年度とも年度計画に定められていない緊急時等の理由による農林水産省からの指示・要請に基づく業務(BSE及びGMO緊急対応業務等)への対応について、農林水産省独立行政法人評価委員会から機動的な対応が図られ、かつ、質的及び量的な面において高く評価できるとの評価をいただいている。

平成17事業年度に国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項の小項目の1つとして設定されている、組換え体利用飼料等の分別流通の徹底状況の確認について、安全性未確認の遺伝子組換え体トウモロコシBt10が日本に輸出されたことを受け、総力をあげて緊急検査に取り組み、その流通を阻止したことについて、農林水産省独立行政法人評価委員会から社会的な貢献度が非常に高いことから、S評価をいただいた。

【第2期(平成18年度(農林水産消費安全技術センターに統合))】

平成18事業年度に業務運営の効率化に関する事項の小項目の1つとして設定されている、飼料及び飼料添加物関係のモニタリング検査の充実強化業務について、農薬分析法開発による効率的な分析に取り組み、適切な精度管理の下で残留農薬を中心として試験に従事する職員1人あたりの分析成分点数を目標点数から大幅に上回って実施し、効率化に努めたことから、S評価をいただいた。

16 平成18年度における支出の概要	引き続き調査中
17 行政組織から独立行政法人への再就職	該当なし(当該法人は平成19年4月1日現在存在しない。)
18 独立行政法人から他の法人への再就職	引き続き調査中
19 出資法人一覧	引き続き調査中
20 平成18年度における売却資産等の概要 (1)有価証券 (2)固定資産	引き続き調査中